

新型コロナウイルスに関する 「緊急事態宣言」を受けての 感染予防対策について（自粛要請）

令和2年4月15日

家族・親族の帰省自粛及び不要不急の外出自粛

県内の発症例において、都市部からの帰省による家族の感染例があることから、緊急事態宣言が発せられた地域や、感染が拡大している地域からのご家族の帰省の自粛をお願いします。併せて、同地域への不要不急の外出についても自粛をお願いします。

私的な催事・会合の自粛

冠婚葬祭等については、感染が拡大している地域から参加する人が含まれている場合は、自粛または予防対策の徹底をお願いします。

自分が行動した履歴を記録

感染拡大防止対策のために、各個人の行動履歴の把握が感染経路特定に役立ちますので、行動した履歴の記録をしていただくようお願いします。

参考情報

■長崎県内の発生状況（長崎県ホームページ）

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/-corona_nagasaki/corona_nagasaki_shousai/

発熱等がある場合の相談窓口

微熱等が続いて体調がすぐれない場合は、直接病院等に行かず、下記の相談窓口にご相談ください。

問い合わせ先	電話番号	受付時間
長崎県県北保健所 地域保健課健康対策班	0950-57-3933	月～金 9：00～17：45
長崎県相談センター	070-4223-4371 070-2667-3211	土・日・祝日 9：00～17：30

手指消毒について

手指消毒の基本は、手洗いをよくすることです。感染予防のため家庭や事業所での徹底をお願いします。特に、飲食店などにおかれましては市外から不特定多数の方々が来店されますので、店先に手指消毒液等の設置をお願いいたします。なお、アルコール液を使った手指消毒をしたくても入手ができない場合は、下記方法で消毒液を作ることができます。
※無水エタノール、イソプロパノール及び精製水は、薬局等でも購入できます。



無水エタノールを使う場合 (100ml)		イソプロパノールを使う場合 (100ml)	
無水エタノール	80ml	イソプロパノール	50ml
精製水	20ml	精製水	50ml

無水エタノールと精製水の割合は4対1

イソプロパノールと精製水の割合は1対1

※精製水の代わりに水道水でも可能ですが、使用期間が短くなりますのでご注意ください。

※消毒液の作り方については、広報ひらど4月号P19 (私たちができる感染症予防対策) にも掲載しています。